∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

　　　　　　　　　　　　　　**参考資料１**

岡本様

こんばんは。　　　　　　　　　　　　　　　　　　９月１６日

岡本様のように、自分では交渉できない人のためにも、
きちんと筋を通して良き前例を積み重ねていこう、という姿勢には、
いつも感嘆しております。

私は、インタビューの通り、「PTAからのプレゼント」であるならば、
会費支払いの有無に限らず、プレゼントしなければならないと考えます。
会員限定のサービスを提供する団体が、
公共施設たる学校施設を排他的に利用することは許されないからです。
（学校教育法137条）

ただ、「気の合った保護者が、お揃いグッズを買っただけ」
と言われてしまうと、お金を払わない人には配布されないでしょう。

その場合、
仲良しグループを作って、そのグループへの所属があからさまにわかるような活
動を学校内でさせるのは、いじめ・差別の原因になるような活動を黙認するものであ
り、学校の子どもの安全に配慮する義務（安全配慮義務）に反するのではないか、
と学校に見解を問うてはどうかと思います。

いじめ防止対策推進法では、いじめの防止を教員にも求めていますし、
相談窓口も設けるようにとされていますので、
支払わないといじめにあうのではないかと困っていることも説明し、
そのようなことが起こらないように、
コサージュを持っていない人への偏見を許さないように、指導を求めます。

コサージュは欲しい人だけがすればいいのであって、
しなかったからといって、何も悪くないことを、保護者や生徒に、
丁寧に、誤解されないように説明するように求めるのです。

（この「いじめ防止」の観点から、
　PTAの運用について、学校にはいじめの原因とならないように、
　対策を講ずる責任があり、任意加入の徹底を指導すべき、
　との立場を私はとっています。
　こうして、学校の責任逃れを許さないようにするのです。）

以上は、あくまでも、私が憲法学者として独自に検討した結果であり、
この点について、憲法学の専門家の間に共通理解があるわけではありませんが、
私としては、かなり筋の通った法的分析だと考えております。

今後の学校との交渉のご参考にしていただければ幸いです。

　　　　　　　　　　　　　　木村草太

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

　　　　　　　　　　　　　**参考資料５**

岡本様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２月６日

こんにちは。

まず、通常の「保護者会」は、法的には団体ではありません。
団体と言えるためには、代表者がいて、意思決定のルール（多数決だど）、
役員の選出方法など、団体組織の運営のルールがなければなりません。

ですから、PTAは、団体です。
しかし、保護者会は、通常、「児童・生徒の保護者」が、
事実として集まる会合が開かれている、というだけのはずです。

万が一、岡本様の関係する中学校で、団体としての保護者会があるのだとすれば、
それは、PTA同様、任意加入の団体ということになるでしょう。
名前がPTAであれ、保護者会であれ、親の会であれ、
「団体」であるなら、その組織運営や活動目的について定めるルールがあり、
そのルールに賛同しない人は、「結社しない自由」により、
加入しなくてもよいことになります。

さて、以前にもお話ししましたが、
公的機関による寄付の割り当ては、「地方財政法第四条の五」に
違反している可能性が高いです。

ですから、学校が寄付を強要することは許されないでしょう。
詳しくは、次のリンク先をご覧ください。
任意性の担保の必要性も説明されています。
<http://kosodatetoikuji.com/3seikatuomamoru/>

地方自治法242条１項で、「職員」（今回の場合、中学校校長など）が、
「違法もしくは不当な」「財産の取得」をしているので、
調査をしてくれ、と請求するのがよいのではないか、というのが、
公法を勉強した私の感覚です。
ご参考になれば幸いです。
どうぞよろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　木村草太

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

　　　　　　　　　　　**参考資料６**

岡本様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２月７日

地方財政法では、寄附の割り当てが禁止されていますが。
自発的な寄附は禁止していません。

次に、各種団体が自発的な寄附を行うことは禁止していませんが、
その団体内部で手続を踏めば、学校に寄附を行うことは
（贈賄などにならない限り）可能ということでしょう。

次に、
保護者会の場合には、そもそも団体としての実体がないことが多く、
寄附のための意思決定ができるかどうかは、不明です。
その団体の実情によるでしょう。

PTAの場合には、
規約に「多数決で寄附を決めた場合、
会員は寄附に反対でも寄附金を支払わなくてはならない」
という趣旨の規定があり、
適切に多数決（どうすれば多数決が成立するかは規約の内容によりますが、
一般的には、出席者＋委任状で定足数に達していて、その会議で
賛成票＋委任状が過半数に到達すれば有効です）が成立すれば、
PTAは会員に寄附を強制することができます。
（ただし、嫌なら加入しない、ないし寄附が嫌な場合はいつでも退会できる
　ということではありますが）

そして、岡本さんの委任状や多数決後の意思変更が有効かどうかは
すべて、その団体の規約によります。
もし規約がないなら、団体側は多数決の有効性を説明することは難しいでしょう。

こんな感じです。
　　　　　　　　　木村草太

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

　　　　　　　　　**参考資料８**

岡本様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２月１６日

こんばんは。

私も、地方財政法違反の可能性は高いと思います。
先日、お伝えしたネットのページには、次のようにあります。

地方財政法第四条の五は次のように定めています。
　「国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又
はその住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金（これに相当す
る物品等を含む）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）する
ようなことをしてはならない。」
　強制的徴収に相当する行為というのは、客観的にみて強制的とみられるような
状況、言いかえれば「ことわりきれない雰囲気」のもとで行なわれる募金行為を
さします。

おそらく、任意であることを明示せずに、学校が集金のお知らせをすれば、例え
校長が任意のお願いをしたつもりでも、「客観的に見て強制的とみられるような
状況」と言えるので、地方財政法第4条の５に違反している可能性が高いのでは
ないでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　木村草太